

高岡市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年4月

高岡市通学路安全対策推進会議

1 プログラムの目的

高岡市では、主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所について、各小学校等からの要望に基づき、道路管理者または交通管理者と対策を検討・実施してきました。平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省が連携し、通学路における安全確保をするため、平成24年6月から7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を実施するため、関係機関による通学路安全推進体制を組織して、学校が抽出した危険箇所の合同点検や点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握・検証、検証結果による対策の改善策を効果的かつ効率的に行うための「高岡市通学路交通安全プログラム」を策定することとしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるよう継続的に通学路の安全確保に取り組めます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策推進会議」を設置しました。本プログラムにおいて、高岡市教育委員会学校教育課、同都市創造部道路整備課を事務局とします。

○市民代表者

- ・ 連合自治会

○学校関係者

- ・ 高岡市小学校長会
- ・ 高岡市中学校長会
- ・ 高岡市PTA連絡協議会

○関係行政機関

- ・ 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所
- ・ 富山県高岡土木センター
- ・ 富山県高岡警察署
- ・ 富山県射水警察署

○高岡市

- ・ 高岡市教育委員会（教育総務課・学校教育課）
- ・ 高岡市都市創造部（道路整備課・土木維持課）
- ・ 高岡市市民生活部（地域安全課）

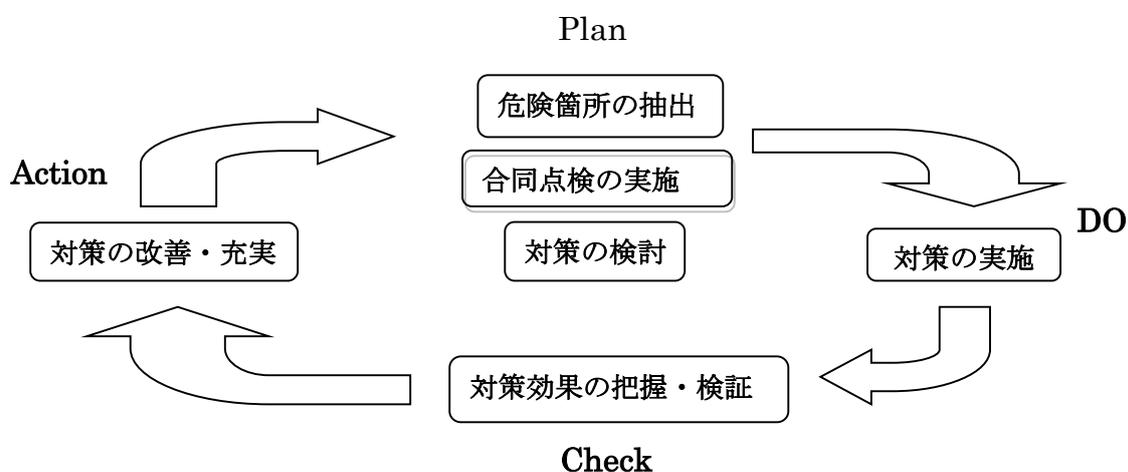
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全を確保のため、抽出した危険箇所について関係機関による合同点検、対策の検討を行い、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握・検証、検証結果による対策の改善を図ります。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のための PDCA サイクル]



(2) 合同点検の概要

①合同点検趣旨

通学路における危険箇所を学校関係者、道路管理者、交通管理者の関係機関が合同で点検し、それぞれの立場から交通安全対策について検討し、実施していきます。なお、合同点検の対象は、通学路及び学校の新設や統廃合等に伴って将来的に通学路となることが明確な道路とします。

安全対策の実施で、危険箇所に対して即効性のあるものを短期的対策として、ソフト・ハードの両面から安全対策を行います。

歩道の拡幅や信号機の設置（歩行者の溜りが必要）など、用地取得等により費用と時間及び沿線住民の協力が必要なものは、長期対策とします。

②合同点検の実施時期・体制

市内の小学校について原則として1年に1回、学校、道路管理者、警察等が参加する合同点検を実施します。

緊急を要する箇所については、学校からの要望によりその都度実施し

ます。

③危険箇所の抽出

通学路における危険箇所の抽出は、各小学校が PTA 等の意見を集約し、行います。また、この時点でより安全な通学路の確保が可能であれば、通学路の変更を含めて検討します。

④合同点検の実施

通学路安全推進組織において各小学校の危険箇所を精査し、合同点検必要箇所として設定します。合同点検必要箇所について学校関係者、道路管理者及び交通管理者の関係機関が合同点検を実施します。

⑤対策の検討

合同点検により明らかになった対策が必要な個所は、対策必要な個所として、ソフト、ハードの両面からの対策について具体的に検討します。

⑥対策の実施

検討した対策について、関係機関が相互に連携を図りながら対策を実施します。

⑦対策効果の把握・検証

対策実施後に小学校へのアンケートを実施して、対策の効果を検証します。合同点検における対策効果を再検証し、長期的対策の必要性等についても検証します。

⑧対策の改善

対策効果の把握・検証の結果を参考に、対策内容の改善を図っていきます。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。
ホームページによる掲載（ほっとホット高岡）

※教育委員会学校教育課 高岡市内通学路の要対策箇所一覧

高岡市通学路安全対策推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 高岡市における通学路の交通安全確保を目的として、「高岡市通学路交通安全プログラム」に基づき高岡市通学路安全対策推進会議（以下「推進会議」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (2) 通学路の危険箇所対策に関し協議を行うこと。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるほか、通学路の安全として必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関の代表者又は代表者より委任された者（以下「委員」という。）で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の再任は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、高岡市教育委員会学校教育課、都市創造部道路整備課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

高岡市通学路安全対策推進会議開催要綱

別表（第 4 条関係）

H30.4

委員区分	職名等	備考
市民代表者	高岡市連合自治会	代表
関係行政機関	国土交通省北陸地方整備局河川国道事務所	
	富山県高岡土木センター	
	富山県高岡警察署	
	富山県射水警察署	
高岡市	都市創造部道路整備課	
	都市創造部土木維持課	
	教育委員会教育総務課	
	教育委員会学校教育課	
	市民生活部地域安全課	
学校関係	高岡市小学校長会	代表
	高岡市中学校長会	代表
	高岡市 PTA 連絡協議会	代表